安 全 報 告 書



２０２６年

亀の井バス株式会社

目　次

１．輸送の安全に関する基本的な方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

２．２０２５年度　輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況　　３

３．２０２５年度　事故に関する統計（自動車事故報告規則第２条に基づく件数）４

４．２０２５年度　輸送の安全のための取組み状況　・・・・・・・・・・　４

４－１　輸送の安全に関する重点施策とその取組み状況

４－２　経営トップ・安全統括管理者によるコミュニケーション向上を目的とした職場巡回

５．輸送の安全に関する教育研修の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・　７

５－１　運行管理者に対する教育と活動内容

５－２　乗務員に関する教育

６．２０２５年度　輸送の安全に関する内部監査の実施・・・・・・・　１０

７．２０２６年度　輸送の安全に関する目標および重点施策・・・・・　１１

１　輸送の安全に関する目標

２　バス事業における総合安全プラン 2030 に基づいた目標の設定

３　輸送の安全に関する重点施策

４　輸送の安全に関する計画

８．安全投資および車両故障防止の取組み・・・・・・・・・・・・・・・　１２

１　２０２５年度　安全投資等の取組み

２　２０２５年度　車両整備関係の取組み

３　２０２５年度　主な故障対策

４　２０２６年度　車両整備関係の取組

５　２０２６年度　故障防止対策項目（前年度継続案件あり）

９．　一般貸切旅客自動車運送事業の内容について・・・・・・・・・・　１４

１０．　輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統・・・・・・・　１４

１１．　事故・災害時に関する報告連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・　１４

１２．　安全統括管理者・安全管理規程　　・・・・・・・・・・・・・・・　１５

別紙１　　輸送の安全に関する２０２６年度の計画　・・・・・・・・・・　１６

別紙２　　西鉄グループにおける自動車部門安全マネジメント体制　・　１７

別紙３　【組織体制および指揮命令系統図】　・・・・・・・・・・・・　１８

別紙４　【事故災害時の連絡体制】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９

別紙５　【安全管理規程】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

1．輸送の安全に関する基本的な方針

西鉄グループ安全に関する基本方針

私たちは、西鉄グループ企業理念において「安全の確保」を第一の使命としています。私たち一人ひとりが、自らの責任と役割を自覚し、お客様からの信頼に応え、社会的責務を果たしてまいります。

（１） 安全を何より最優先する組織・風土の構築
（２） 安全マネジメント体制の確立と継続的改善
（３） 安全を支える従業員の能力向上と健康の確保
（４） お客様の安全を第一に考えた商品・サービスの提供
（５） お客様との安全に関するコミュニケーションの推進
（６） 基本方針に基づく施策の確実な実施と法令の遵守

以上の方針に基づき、「安全の確保」に向けた不断の努力を重ねてまいります。

2. 2025 年度輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

2025 年度の輸送の安全に関する目標および達成状況は下記のとおりです。

（１） 有責事故の削減

目　　標	達成状況
5 件以下 （対前年比 16.7%減）	6 件【未達成】 （対前年比０）

（２） 事業用自動車総合安全プラン 2025 に基づく目標

目　標	達成状況
①　有責死亡事故　ゼロ	0 件　【達成】
②　重大人身事故　ゼロ	0 件　【達成】
③　重大有責事故　ゼロ	0 件　【達成】
④　横断歩道上有責事故　ゼロ	0 件　【達成】
⑤　飲酒運転、酒気帯び出勤　ゼロ	0 件　【達成】

⑥　乗務中の携帯電話に 関する不祥事　ゼロ	0 件　【達成】

3. 2025 年度　事故に関する統計（自動車事故報告規則第２条に基づく件数）

事故件数

	件数
車両人身事故	0 件
乗客負傷事故	0 件
合計	**0 件**

※上記は自動車事故報告規則第 2 条に基づく重大事故件数です。

4. 2025 年度　輸送の安全のための取り組み状況

2025 年度は下記の重点施策を策定し、取り組んで参りました。

4.-1　輸送の安全に関する重点施策とその取り組み状況

1　安全体質の定着

（１）　基本動作及び基本操作の遵守

・交差点右左折時は横断歩道手前で一旦停車、指差を用いて「探し出す」確認の実行（写真①）

・狭隘場所での移動を行う際、ミラー・目視で障害物確認の実行

（２）　安全を最優先とした取組みへの責任ある対応

・ドライブレコーダーを活用し「基本操作、安全確認、前車との車間距離【３秒ルール（高速道路は４秒ルール)】の保持が出来ているか」を確認・指導を行い安全体質の底上げを図る教育の継続的実施

（３）　事案発生時は、即時報告にて管理者の指示を仰ぐこと



（写真①）交差点右左折時の一旦停車

2　完全輸送運動の積極的展開

（1）　テーマを設定した、グループ討議の実施

・事故防止研修会（小集団活動）においてドライブレコーダーの映像を活用した討議や車両の構造についての研修を実施(写真②)

（2）　ヒヤリ・ハット、事故の芽情報の収集・共有化・活用

・日々収集しているヒヤリ・ハット情報を営業所内・乗務員が使用する各所に掲示（写真③）

（3）　改善提案の推進

（4）　講師を招いた実感訓練



（写真②）事故防止研修会



（写真③）ヒヤリ・ハットの共有

3　事業所の特性に基づいた管理者による継続的な指導・教育・改善確認

（1）　事故分析結果を活かした指導・教育

・ドライブレコーダーを活用した指導・教育（写真④）

・安全フォローアップ者（事故惹起者・接遇不良者）への継続的指導・教育（写真⑤）

・車両接触事故防止の取組として、駐車時に左電動バックミラー格納を徹底

（2）　個人特性に着目した指導・教育・点呼・コミュニケーションの促進

・定期的（３年毎）に国の指定機関で実施する『運転者適性診断』の結果を基に個人面談の実施

・ドライブレコーダーを活用した個人面談の実施

（3）　運行管理者の力量向上の推進

・自動車事故対策機構が行う「安全マネジメントセミナー」へ参加

・西鉄グループで行う「事故防止・飲酒運転防止研修会」へ参加

4　乗務員の健康に起因する事故防止

（1）　平時の疾病(リスク)の把握

・所属長によるフォローアップ者(基礎疾患者)の面談や産業医による面談の実施(月１回)

（2）　点呼時のチェック（写真⑥）

（３） 万が一発生した際の安全確保についての指導、教育

・【乗務員】決して無理をせず「先ずは安全な場所への停車」を指導・教育

・【管理者】運行の継続ではなく、安全を最優先に行動させる対応の指導・教育

（４） 健康増進に関する取組の推進

・５８歳に達した運転者を対象に頸部エコー検査を実施

・４８歳に達した運転者を対象に自動車乗務員心臓検査（心臓エコー検査・負荷を心電図検査）の実施

・定期健診では全乗務員に安静時の心電図検査を実施

・個人面談等で体調管理を実施

・健康診断再検査費用を補助

・インフルエンザ予防接種費用を補助

（５） 運動イベント等の実施による健康促進に関する取組みの推進

・ソフトボール大会、ウォーキングイベントへの参加



（写真④）個人面談の実施



（写真⑤）事故惹起者指導



（写真⑥）点呼の様子

4.-2　経営トップ・安全統括管理者によるコミュニケーション向上を目的とした職場巡回

・亀の井バス（株）経営トップ・安全統括管理者による職場巡回（毎月２回実施）
（写真⑦）

・西日本鉄道（株）安全統括管理者（自動車事業本部長）による全職場巡回の実施
（年２回）



（写真⑦）亀の井バス（株）職場巡回の様子

5.　2025 年度　輸送の安全に関する教育研修の実施

5.-1 運行管理者に対する教育と活動内容

1　指導力、対応力向上のための教育

運行管理者としての指導力や対応力の向上を図るため、研修会の開催および外部研修会に参加させレベルアップを図っています。

（１）　自動車事故対策機構が行う「安全マネジメントセミナー」

（２）　西鉄グループで行う「事故防止・飲酒運転防止研修会」

2　西鉄グループで開催する各種会議・大会等への参加

（１）　運輸安全マネジメントバス専門部会

（２）　事故防止・飲酒運転防止対策会議

（３）　西鉄バスグループ安全推進大会

（４）　西鉄バスグループ完全輸送運動推進大会

（５）　西鉄グループ飲酒運転撲滅大会

（６） 西鉄バスグループバスジャック等緊急事態対応訓練

3 亀の井バスで開催する会議・研修会等の状況

（１）	経営幹部会議		隔週
（２）	役付連絡会議		毎月
（３）	安全推進会議		毎月
（４）	改善基準会議		毎月
（５）	運行管理者会議		毎月
（６）	事故防止研修会		毎月（5 日間）
（７）	飲酒運転撲滅強調の日	職場巡回（経営トップ）	毎月（1 日）
（８）	安全の日	職場巡回（経営トップ）	毎月（17 日）
（９）	安全祈願祭		毎月
（１０）	年末年始無事故大会		12 月
（１１）	運輸安全マネジメントレビュー会議		10 月

4 交通安全啓発活動への参加

警察や地域と連携のもと、各種交通安全運動に積極的に参加し、事故防止の啓発に取り組みました。

（１）	春の全国交通安全運動	4 月
（２）	おおいた夏の事故ゼロ運動	7 月
（３）	秋の全国交通安全運動	9 月
（４）	おおいた冬の事故ゼロ運動	12 月
（５）	年末年始の輸送等に関する安全総点検	12 月 1 日 ～ 翌年 1 月 31 日
（６）	バス年末年始無事故運動	12 月 1 日 ～ 翌年 1 月 31 日
（７）	街頭保安活動	毎月 20 日
（８）	地域と連携した交通安全啓発活動	9 月、12 月

5.-2 乗務員に関する教育

1 新人乗務員に対する教育

（１） 構内に独自の教習コースを有した西鉄バス研修センターにおいて「基本運転操作実技講習」や「事故防止訓練」の実施。「机上教習」では、接客マナーやハラスメント研修、コンプライアンス研修・異常事態発生時の対応等を教育しています。（10 日間）

（２） 道路状況に応じた「確認・判断・操作」の実技教習やバス停への進入の方法等の実技教習を実施しています。

別府営業所長の最終検定を合格して単独乗務となります。

（30 日間程度）

2　西鉄バスグループ研修

入社後 4 年目の乗務員を対象に、フォローアップ研修（教習）を実施し、決められたルールなどが守られているか等を確認しています。

※　2025 年度は外部講師を招聘し、営業所構内にて西鉄バス研修センター同等の研修を実施しました。

3　高速路線バス教習

（１） 単独乗務開始から 1 年経過運転士を対象に、西鉄バス研修センターにおいて「大型バス基本運転操作実技講習」を実施.。(5 日間)

（２） 高速路線の教習

福岡⇔別府線	入社から 1 年後に教育を開始
福岡⇔湯布院線	入社から 1 年後に教育を開始

4　事故惹起者教習

西鉄バス研修センター及び弊社において、事故の原因に対する再発防止のための教習を行っています。

5　平時の教育

イエローストップ・交差点右左折時の一旦停車・３秒ルール（高速道路は４秒）等の会社指示を決められたとおりに実践しているかを確認するため、ドライブレコーダー映像チェックおよび街頭指導の強化を図るとともに、ドライブレコーダー映像を活用した事故の討議や、個人の運転特性に応じた指導を実施しています。

6.　2025 年度　輸送の安全に関する内部監査の実施

運輸安全マネジメント制度及び弊社の「輸送の安全に関する方針」に基づき、安全統括管理者に対する内部監査や代表取締役社長へのインタビューを実施し、安全の確保に関する自らの関わり状況、安全管理体制の現状と課題など、その有効性を確認しました。

また、日常的な運行管理体制の状況についても定期的なチェックを実施するとともに、その都度改善指導を行い、年度の総括として運輸安全マネジメント会議を開催し安全管理体制全般のマネジメントレビューを実施いたしました。

7.　2026 年度　輸送の安全に関する目標および重点施策

2026 年度の重点施策として下記の項目を設定し、事故防止に努めてまいります。

1　輸送の安全に関する目標

有責事故件数の削減

2026 年度　発生件数（6 件）比　　5 件以下（前年と同値）

2　バス事業における総合安全プラン 2030 に基づいた目標の設定

下記のとおり目標を定めます。

（1）有責死亡事故	ゼロ
（2）有責人身事故	ゼロ
（3）有責乗客負傷事故	ゼロ
（4）飲酒運転、酒気帯び出勤	ゼロ
（5）重大有責事故	ゼロ
（6）横断歩道上の有責事故	ゼロ
（7）乗務中の携帯電話に関する不祥事	ゼロ

※（6）（7）は、「西鉄バスグループ」独自の目標

※重大事故とは「自動車事故報告規則第 2 条」に定めるものをいう。

3　輸送の安全に関する重点施策

（1）　安全体質の定着

- 発車・左折・後退時の「3 秒ルール(安全確認・停止・指差呼称)の徹底
- 安全を最優先とした取組みへの責任ある対応
- 事案発生時は、即時報告にて管理者の指示を仰ぐこと。
- デジタルタコグラフやドライブレコーダーの記録を「指導用」としてだけでなく、良い運転をポジティブに評価する仕組みつくり

（2）　「対話型」安全教育への転換(指導と共有意識)‥言われたからやる」のではなく「なぜ重要か」のアプローチ

- テーマを設定した、グループ討議の実施
- ヒヤリハット、事故の芽情報の収集・共有化と活用
- 改善提案の推進

（３） 事業所の特性に基づいた管理者による継続的な指導・教育・改善確認

・ 事故分析結果を活かした指導・教育に加えて、指導・監督記録のデジタル化の検討

・ フィードバックループの構築‥個人特性に着目した指導・教育・点呼・コミュニケーションの促進

・ 運行管理者や運転士との「現場の生の声」による情報共有を図る

（４） 乗務員の健康に起因する事故の防止

・ 平時の疾病(リスク)の把握、管理、繁忙期前後のストレスチェックなどで事故未然防止

・ 点呼時のチェック

・ 万が一発生した際の安全確保についての指導、教育

・ 健康増進に関する取り組みの推進

4 輸送の安全に関する計画

弊社では、事故防止策の検討・情報の共有強化策として別紙のとおり研修会・訓練等を開催し、安全マネジメントの取組みを積極的に推進して参ります。

別紙 1【輸送の安全に関する 2026 年度の計画】

8. 安全投資および車両故障防止の取組み

1 2025 年度 安全投資等の取組み

項　　目	内　　訳
車両投資	路線大型車両新造 1 両高速車両 1 両導入
車両 リニューアル	①室内 ②車両外販の腐食部修理及び全塗装 ② ボディ下回り（シャーシ含む）腐食部修理および防錆対策

2 2025 年度 車両整備関係の取組み

項　　目	内　　訳
日常点検立会い	毎月 1 日に実施

乗務員の指導・教育	車両構造・点検整備に関する指導・教育を実施

3　2025 年度　主な故障対策

項　目	対象車両	内　容	対　応
尿素システム冷却水ホース破損	Ｊバス高速大型車	尿素冷却ホース漏れ対象車両 8 両	・緊急交換 ・100 万キロ時エンジン載せ替え実施 ・インターバル設定

4　2026 年度　車両整備関係の取組み

(1)車両情報の把握

- 日常点検立会い時の情報収集と対応

(2)西鉄グループ・他社で発生した特異故障などの情報収集の強化

- メーカーとの連携、整備システム、スキャンツールの活用による予防整備
- 再発防止の徹底
- 西鉄グループで発生した故障および過去の事象に基づく予防整備

(3)計画整備の実施

- エンジン等を計画的にオーバーホール

5　2026 年度　故障防止対策項目（前年度継続案件あり）

項　目	対象車両	内　容	対　応
燃料装置関係	対象車両	サプライ･コモンレール･インジェクター故障防止	毎年、スキャンツールを活用した点検
伝達装置関係	マニュアル車	クラッチ定期オーバーホール	高速 3 年以内 その他 5 年以内
エンジン冷却関係	対象車両 （14 台）	ウォーターランプ ユニット　交換	2 年毎
インジェクター クリーナー	対象車両	インジェクター故障防止	毎年、実施

9.　一般貸切旅客自動車運送事業の内容について

一般貸切旅客自動車運送事業に関する情報について

（2026 年 6 月 1 日　現在）

主たる事業所住所：大分県別府市鶴見一丁目 8 番 1 号
事業所名：亀の井バス株式会社
代表者氏名・役職：代表取締役社長　本田　哲

○保有車両に関する情報

	車両数(両)	年式(年)		搭載車両導入台数			主な運行の態様
		最古	最新	ドライブレコーダー	デジタル式運行記録計	ASV	
大型	14	2006	2019	14	14	9	観光輸送
中型	2	2009	2012	2	2	1	観光輸送
小型	0	0	0	0	0	0	
任意保険等の加入状況（補償額）		対人保険	無制限	対物保険	無制限		

○人員体制に関する情報

運転者	正規雇用	正規雇用以外	合計		
	73	14	87		
	社会保険等加入者	健康保険	厚生年金	労災保険	雇用保険
		87	87	87	87
運行管理者	9				
整備管理者	2				

※　運転者とは貸切バスおよび乗合バスに乗務する総人員数。

10.　輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

別紙②【西鉄グループにおける自動車部門安全マネジメント体制】　参照
別紙③-1【組織体制および指揮命令系統図①】　参照
別紙③-2【組織体制および指揮命令系統図②】　参照

11.　事故・災害等に関する報告連絡体制

別紙④【事故災害時の連絡体制】　参照

12.　安全統括管理者・安全管理規程

1. 安全統括管理者　　常務取締役営業本部長　亀﨑　元治
2. 安全管理規程　　別紙⑤　参照

別紙１　輸送の安全に関する 2026 年度の計画

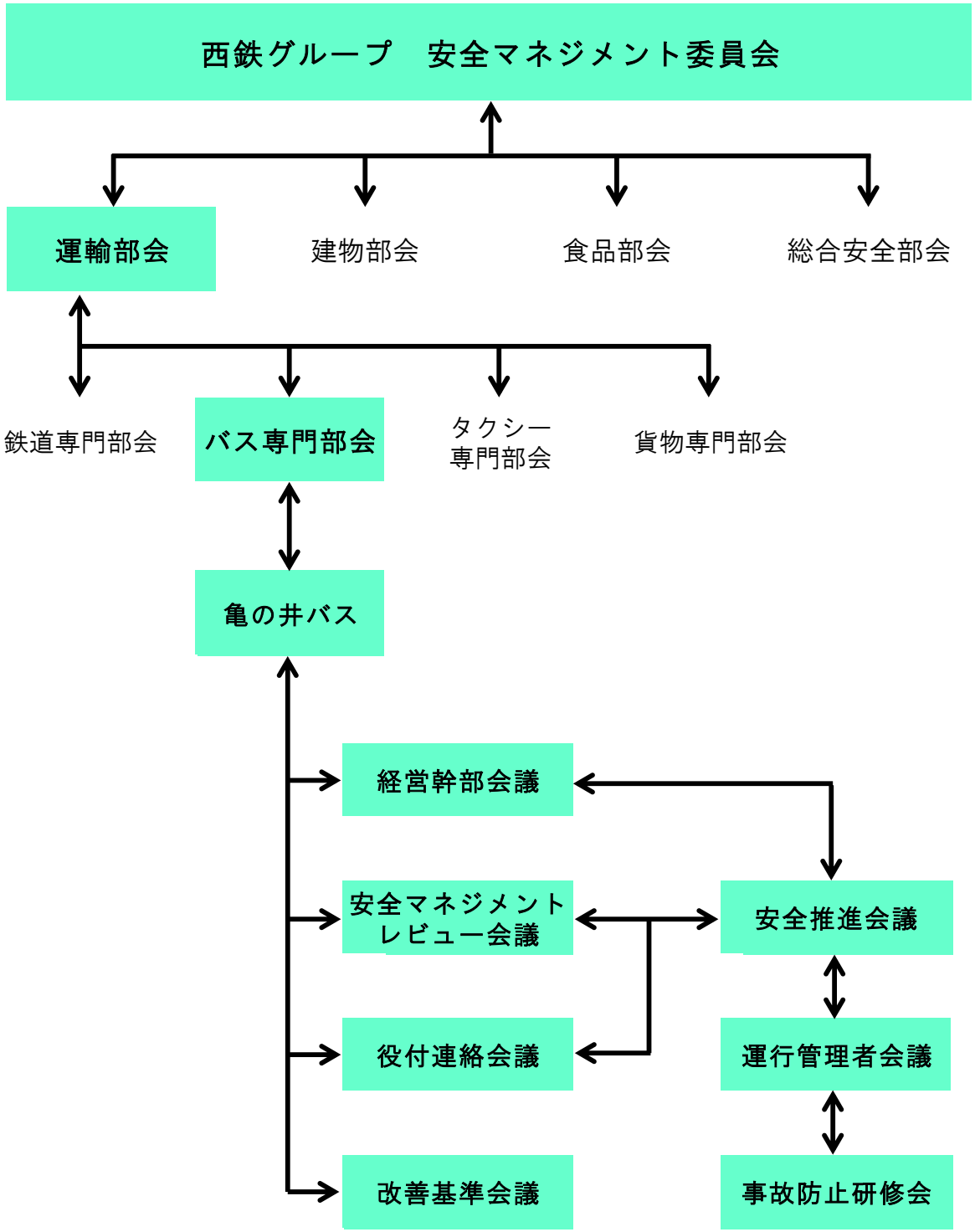
１　毎月実施の活動

① 事故防止研修会、安全推進研修
② 早朝点呼立会
③ 安全祈願
④ 街頭保安活動（県民交通安全の日）
⑤ 街頭指導
⑥ ドライブレコーダーによる指導
⑦ 携帯電話保管状況チェック
⑧ 宿泊所点検
⑨ 小集団会議

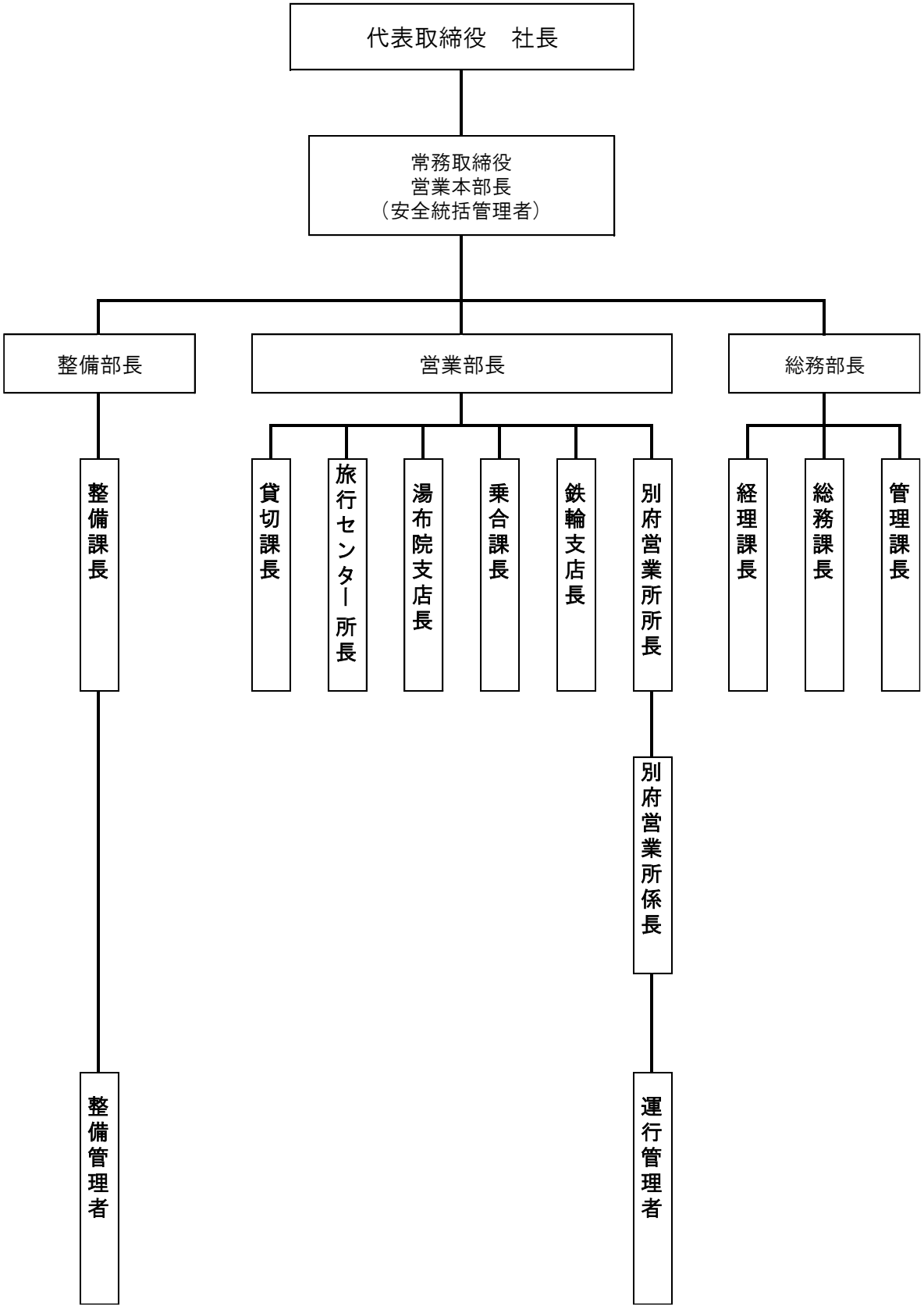
２　個別・強調活動

４月	・　所属長による乗務員面談 ・　運転技能訓練 ・　運輸安全マネジメントレビュー
５月	・　ハイウェイチャレンジ ・　西鉄グループ完全輸送大会 ・　高速道　街頭指導強化（無線を活用した高速バス乗務員への安全喚起） ※バスジャック等緊急時対応確認
６月	・　CS 向上運動
７月	・　『おおいた夏の事故ゼロ運動』 ・　発車時３秒ルール厳守徹底月間（強調日　７日・１７日） ・　西鉄バスグループ安全推進大会
８月	・　ハイウェイチャレンジ ・　西鉄グループ飲酒撲滅大会 ・　夕暮れ・夜間街頭指導強化月間（強調日　２８日）
９月	・　『秋の全国交通安全運動』 ・　運転技能訓練
１０月	・　所属長による乗務員面談 ・　運行管理者研修会
１１月	・　西鉄グループ安全推進大会 ・　飲酒運転撲滅意識の浸透月間
１２月	・　亀の井バス安全推進大会 ・　チェーン巻き大会・運転技能大会 ・　『おおいた冬の事故ゼロ運動』 ・　ハイウェイチャレンジ
１月	・　管理者による乗務員への声かけ協調月間
２月	・　運転技能訓練 ・　踏切通過要領指導強化月間（強調日　３日）
３月	・　車両火災訓練 ・　車イス対応訓練

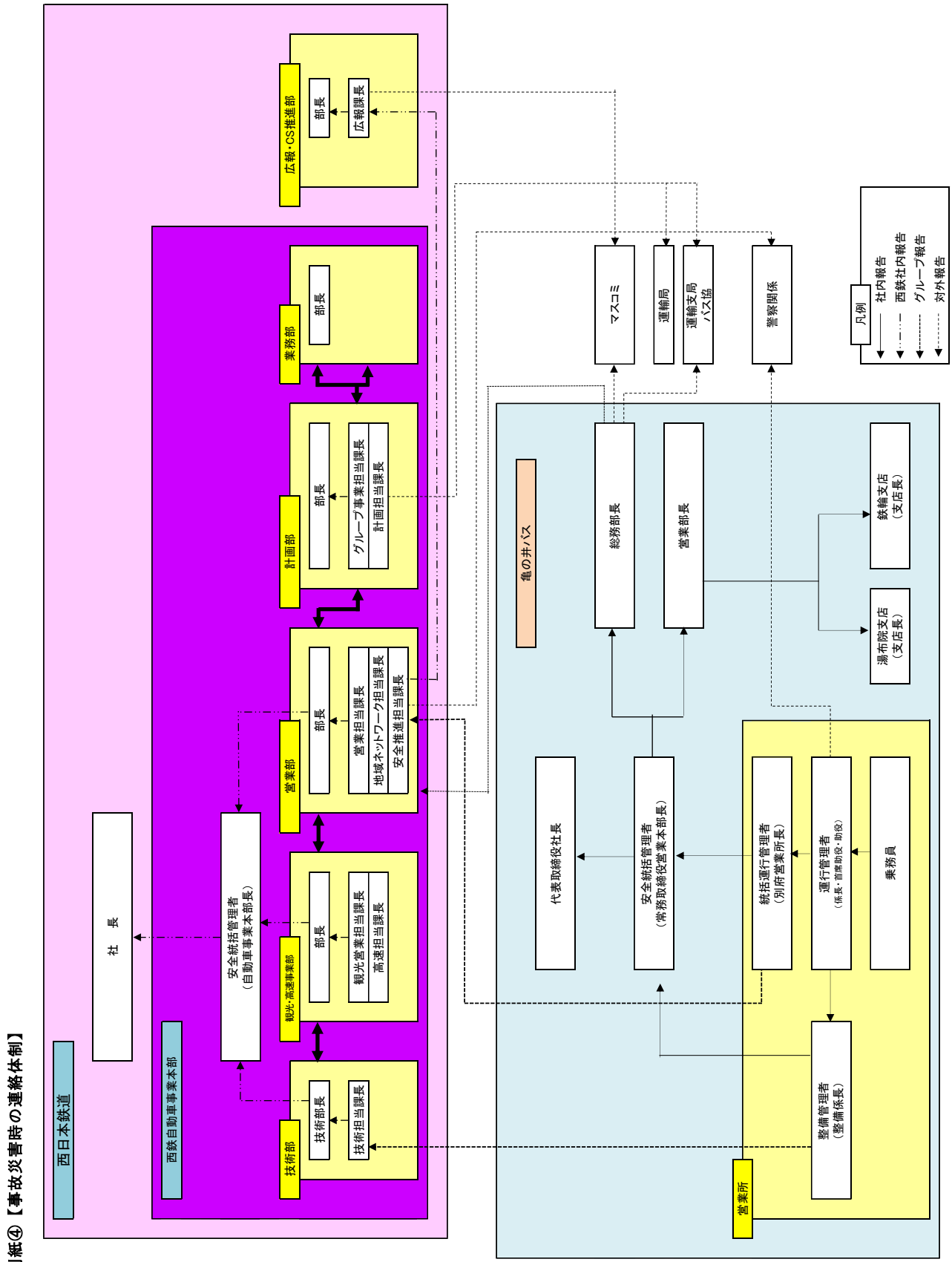
別紙２　西鉄グループにおける自動車部門安全マネジメント体制



別紙３　組織体制および指揮命令系統図



別紙４　事故災害時の連絡体制



別紙5

安 全 管 理 規 程

制定　平 18.6.1
実施　平 19.3.1
改定　平 20.7.1
改定　平 25.10.1
改定　2024. 4. 1

第１章　総則

（目的等）

第１条　この安全管理規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第２２条の２第２項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき運営の方針、事業の実施及び管理の体制、方法を定めることにより、安全管理体制を確立し、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

２　輸送の安全の確保については本規程のほか、関係法令及び関連規定に定める。

第２章　輸送の安全確保に関する基本的な方針等

（輸送の安全に関する基本的な方針）

第２条　社長及び自動車担当役員（以下「社長等」という。）は、輸送の安全の確保が最も重要であることを深く認識し、事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、安全に関する基本方針を次のとおり定める。

「西鉄グループ 安全に関する基本方針」

私たちは、西鉄グループ企業理念において「安全の確保」を第一の使命としています。

私たち一人ひとりが、自らの責任と役割を自覚し、お客様からの信頼に応え、社会的責任を果たしてまいります。

（１）安全を何より最優先する組織･風土の構築

（２）安全マネジメント体制の確立と継続的改善

（３）安全を支える従業員の能力向上と健康の確保

（４）お客様の安全を第一に考えた商品･サービスの提供

（５）お客様との安全に関するコミュニケーションの推進

（６）基本方針に基づく施策の確実な実施と法令の遵守

以上の方針に基づき、「安全の確保」に向けた不断の努力を重ねてまいります。

２　輸送の安全に関する基本方針に基づき以下の各号の内容を含む重点施策を作成するものとし、必要に応じて見直すものとする。

（１）輸送の安全確保が最も重要であることを認識し、関係法令、各種基準及び本規程に定められた事項をよく理解するとともにこれを遵守する。

（２）輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行う。

（３）輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。

（４）輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。

（５）輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する。

３　輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

４　管理の受委託に係る輸送の安全に関する方針については第１項に掲げる方針に基づくとともに、具体的方針を下記のとおり定める。

（１）運行状況等について連絡を緊密かつ正確に行うための連絡体制を確立し、受託側、委託側とも常に状況把握に努め、受託側は業務を適切に遂行できるよう努める。

（２）委託側は輸送の安全を確保するため、受託側の社員に対して必要な教育又は研修を行うこととする。

（３）受託側、委託側とも輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し必要な改善を行う。

（４）受託側、委託側とも輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報を伝達共有するよう努める。

第３章　輸送の安全確保に関する管理の体制

（社長等の責務）

第３条　社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

２　社長等は、輸送の安全を確保するための管理の体制を整備するとともに、その方法を定める。

３　社長等は、旅客自動車運送事業の遂行に際し、安全重点施策の策定を行うにあたり、安全統括管理者、運行管理者その他必要な管理者・責任者に対し、安全が確保できるか、実現できるかの検証を行わせる。

４　社長等は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況を把握するとともに、必要な改善を行う。

５　社長は、安全統括管理者のその職務を行ううえでの意見を尊重する。

（組織）

第４条　次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

（１）安全統括管理者

（２）運行管理者

（３）整備管理者

（４）その他必要な責任者

２　前項の各管理者・責任者の選任・解任については、これを従業員に周知することにより、輸送の安全の確保に関する責任体制を明確にする。

３　各管理者･責任者は運行状況等について、必要な部署との連絡を緊密かつ正確に行い、常に状況把握に努めるとともに、業務を適切に遂行できるよう努める。

４　各管理者・責任者が病気・事故等によりその職務を遂行できないか、又は不在の場合は、当該管理者の役職の次席に相当する者が臨時にその職務を代行する。

（安全統括管理者の選任及び解任）

第５条　安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第４７条の５で定める要件を満たす者のうち、安全に関して十分な知識及び経験を有する者の中から選任する。

２ 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

（１）人事異動等により安全統括管理者の要件を満足しなくなったとき。

（２）国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

（３）身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

（４）関係法令等に違反する等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括管理者の責務）

第６条　安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し、次に掲げる責務を有する。

（１）従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であることの認識を徹底する。

（２）実施及び管理の体制を確立、維持する。

（３）方針、重点施策、目標及び計画を実施する。

（４）報告体制を構築し、従業員に対し周知を図る。

（５）輸送の安全の確保の状況について、定期的かつ必要に応じて内部監査を行い、社長に

報告する。

（６）社長に対し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じる。

（７）運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理する。

（８）整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理する。

（９）従業員に対し必要な教育又は研修を行う。

（10）その他統括管理を行う。

第４章　輸送の安全確保に関する管理の方法

（重点施策の実施）

第７条　輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、目標を達成すべく計画に従い、重点施策を確実に実施する。

（事故防止対策の検討及び情報の共有）

第８条 安全統括管理者は安全性を損なうような事態を発見した場合は、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係各所に連絡するとともに、事故防止対策の検討を行うものとする。

２　社長等と各部署との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に伝達され、共有されるように努める。各部門の従業員は、輸送の安全確保に関し、相互の必要な情報を伝達共有しなければならない。

（事故、災害等に関する報告及び対応）

第９条　事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制を確立し、報告事項が安全統括管理者、社長又は必要な部署に的確かつ速やかに伝達されるように努める。

２　従業員は、事故･災害等に対する責任者、対応方法その他必要な事項を理解し、事故・災害等が発生した場合は、必要な対応をとらなければならない。

３　安全統括管理者は、報告連絡体制が十分に機能し、事故・災害等が発生した場合の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

４　自動車事故報告規則（昭和２６年運輸省令第１０４号）に定められた事故・災害等が発生した場合は、報告規則に基づき国土交通大臣へ必要な報告書又は届出を行う。

（教育及び研修）

第１０条　安全統括管理者は、輸送の安全に関する管理体制の維持及び改善に必要な教育、研修に関する計画を定め実施する。

（内部監査）

第１１条　安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、輸送の安全に関する実施状況等を点検するため、内部監査を実施する。また、重大事故が発生した場合など必要と認められる時は、緊急に内部監査を行うものとする。

２　安全統括管理者は、内部監査終了後、その結果（改善すべき事項が認められた場合はその内容も）を速やかに社長に報告するとともに、必要に応じ安全の確保のために、必要な方策を検討し、緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（情報の公開）

第１２条　安全の輸送に関する施策、事故、災害等に関する情報、重大事故情報その他輸送の安全に関する情報については、毎年度これをとりまとめ外部に対し公表する。

②　運輸規則第 47 条の第 7 号に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、すみやかに外部に対し公表する。（記録の管理等）

第１３条　輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長等に報告した是正措置または予防措置を記録し保存する。保存する書類、保存期間については下記に定めるものとする。

書類名	事業区分	保存期間	関係法規
運行管理表	乗合 貸切	１年間 3 年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十四条の４ 旅客自動車運送事業運輸規則第二十四条の 5
乗務記録	乗合 貸切	１年間 3 年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十五条 旅客自動車運送事業運輸規則第二十五条２
安全運転日報（運行記録計）	乗合 貸切	１年間 3 年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条 旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条
事故・災害報告書	乗合・貸切	３年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条の二
運行指示書	貸切	3 年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十八条の二の２
運送引受書	貸切	3 年間	旅客自動車運送事業運輸規則第七条二の２ 旅客自動車運送事業運輸規則第七条二の３
苦情報告書	乗合・貸切	１年間	旅客自動車運送事業運輸規則第三条の２
乗務員台帳	乗合・貸切	３年間	旅客自動車運送事業運輸規則第三十七条の２
事故・災害警報、情報	乗合・貸切	１年間	文書取扱規則・運行管理規程
関係官庁の通達事項	乗合・貸切	１年間	文書取扱規則・運行管理規程
内部監査報告書	乗合・貸切	１年間	文書取扱規則
アルコール検知記録	乗合・貸切	１年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十四条
点呼の録音・録画	貸切	90 日間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十四条の 6

乗務員指導書	乗合・貸切	３年間	旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条
健康管理票	乗合・貸切	５年間	労働安全衛生法
運行記録計	乗合・貸切	１年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条
日常点検票	乗合・貸切	３ヶ月	整備管理規程
定期点検整備記録簿	乗合・貸切	２年間	整備管理規程・道路運送車両法
点検整備記録簿	乗合・貸切	２年間	整備管理規程・道路運送車両法
分解整備記録簿	乗合・貸切	２年間	整備管理規程・道路運送車両法

（規程の見直し）

第 14 条　本規程は、関係法令の改正および業務の実態に応じ、適時適切に見直しを行う。

付　　則

1. この規程は、平成 19 年 3 月 1 日から実施する。
2. この規程は、平成 20 年 7 月 1 日に改定する。
3. この規程は、平成 25 年 10 月 1 日に改定する。
4. この規程は、2024 年 4 月 1 日に改定する。